

まんのう町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に人口減少が進む中、本町の65歳以上人口は令和5年5月1日現在、6,617人となっており、総人口(17,480人)に占める割合(高齢化率)は37.9%となっています。

目前に迫っている令和7(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。さらに、その先の令和22(2040)年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口(担い手)が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が懸念されています。

このような状況が予測される中で、地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が、自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人一人の健康の維持増進、社会参加や介護予防の推進がこれまで以上に重要となります。そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題です。

また、令和22年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、国からは、第9期介護保険事業計画の策定に向けて地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されています。

本町では、令和3年3月に「まんのう町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」(以下、前計画という。)を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。前計画の期間が令和5年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする「まんのう町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」(以下、本計画という。)を策定することとします。

2. 計画の位置づけ及び目的

高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づくすべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。この計画の目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする高齢者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられるため、一体的に策定を行いますが、今回はこれに加え、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を包含する計画として位置づけます。

図表 1 計画の位置づけ

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
高齢者福祉計画	老人福祉法 第 20 条の 8	すべての高齢者	保健福祉事業全般に関する総合計画
介護保険事業計画	介護保険法 第 117 条	要介護高齢者 要支援高齢者 要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度 利用促進法 第 12 条第 1 項	認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人	成年後見制度の利用を促進するための基本計画

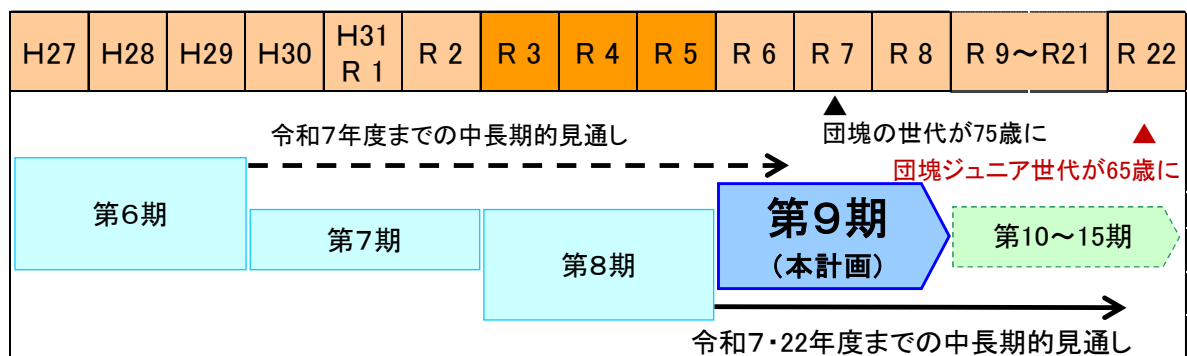
計画の策定に当たっては、国の定める基本指針を踏まえ、「香川県高齢者保健福祉計画」、「香川県保健医療計画」との整合を図るとともに、本町における最上位計画「まんのう町総合計画」や「まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「まんのう町地域福祉計画」等、町の各種関連計画との整合を図ります。

3. 計画の期間及び進行管理

この計画は、令和 22 年までの長期的な動向を踏まえつつ、「地域包括ケアシステム」を実現するための目標や具体的な施策を踏まえ、令和 6 年度を初年度として令和 8 年度を目標年度とする 3 か年計画として策定するものです。

医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から進捗状況の評価・確認を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。

図表 2 計画の期間



4. 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方の検討に当たって、本町の課題や市民のニーズを把握する必要があります。

そのため、本町に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し今後の高齢者保健福祉施策に生かすため「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査調査」を行いました。

図表 3 調査の概要

調査名称	調査対象	調査方法 調査期間	回収結果
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和5年10月1日現在、要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の町民	郵送配付・回収 令和4年11月11日～令和4年12月5日	発送 1,000 人 回収 683 人 有効回収率 68.3%
在宅介護実態調査	令和5年10月1日現在、要介護・要支援認定を受け、在宅で生活している65歳以上の町民		発送 866 人 回収 573 人 有効回収率 66.2%

(2) 策定委員会による議論

計画案を検討する場として、「まんのう町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」で、令和5年6月から計4回の会議を行います。

図表 4 策定委員会の開催日程（案）

第1回策定委員会 令和5年6月22日	・9期計画の概要とスケジュールについて ・アンケート調査結果について
第2回策定委員会 令和5年10月頃	・計画素案（介護保険事業計画以外）について ・サービス事業量等の推計について（経過報告）
第3回策定委員会 令和5年11月頃	・計画素案（介護保険事業計画）について ・サービス事業量及び介護保険料の見込みについて
パブリックコメント（令和5年11月～12月頃）	
第4回策定委員会 令和6年1月頃	・パブリックコメント結果について ・計画案の策定